

住民票の第三者請求をされる方へ

土浦市では住民票の第三者請求の際に、申請内容の相当性について審査するために、疎明資料の提示を求めています。債権者である場合には、債務者との関係が分かる契約書などを、裁判所等に提出する場合には、裁判所等に提出を求められたことがわかる書類を提示（又は提出）してください。

また、第三者請求の場合には交付の決定を総合的に判断するために、具体的な住民票の利用の目的を申請書に記入していただく必要があります。提出先や住民票の請求理由を明確にご記入ください。

住民基本台帳法第12条の3 第4項

第1項又は第2項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしていなければならない

4号 第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用目的

「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するのかが明らかになる程度の記載があることを要します。

具体的には……

自己の権利行使又は義務の履行の場合

- ・権利又は義務の発生原因及び内容、住民票の記載事項を確認する必要がある理由

国又は地方公共団体の機関に提出する場合

- ・提出すべき機関、提出を必要とする理由

住民票記載事項を利用する正当な理由がある場合

- ・利用目的及び方法、利用を必要とする理由

疎明資料や具体的な利用目的が明示されない場合には、請求をお断りさせていただきます

ただくこともありますので、ご了承ください。